

鳥取県宿舍管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第35号

鳥取県宿舍管理規則の一部を改正する規則

鳥取県宿舍管理規則（昭和57年鳥取県規則第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加項を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>（定義）</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）職員 次に掲げる者をいう。</p> <p>ア及びイ 略</p> <p>ウ <u>地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）の規定に基づき県が設立した地方独立行政法人（以下「地方独立行政法人」という。）の</u>役職員</p> <p>エ 略</p> <p>（2）及び（3） 略</p> <p>（貸付料）</p> <p>第11条 略</p> <p>2～6 略</p> <p>7 入居者等は、第4項に規定する納付期限までに貸付料を納付しなかったときは、納付期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、延滞金額につき年3.6パーセントの割合で計算した額の違約金を納付しなければならない。ただし、当該納付期限までに支払わないことについて知事が災害その他のやむを得ない理由があると認めるとき、又は違約金の額が100円未満であるときは、この限りでない。</p> <p>（明渡し等）</p> <p>第18条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 <u>地方独立行政法人の長は、当該地方独立行政法人</u></p> | <p>（定義）</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）職員 次に掲げる者をいう。</p> <p>ア及びイ 略</p> <p>ウ 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）の規定に基づき県が設立した地方独立行政法人の役職員</p> <p>エ 略</p> <p>（2）及び（3） 略</p> <p>（貸付料）</p> <p>第11条 略</p> <p>2～6 略</p> <p>7 入居者等は、第4項に規定する納付期限までに貸付料を納付しなかったときは、納付期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、延滞金額につき年3.7パーセントの割合で計算した額の違約金を納付しなければならない。ただし、当該納付期限までに支払わないことについて知事が災害その他のやむを得ない理由があると認めるとき、又は違約金の額が100円未満であるときは、この限りでない。</p> <p>（明渡し等）</p> <p>第18条 略</p> <p>2～4 略</p> |

の役職員で宿舍の貸与を受けている者が第1項第1号から第3号までのいずれかに該当することとなったときは、遅滞なく、その旨を知事に報告しなければならない。

(雑則)

第22条 宿舍に関する事務取扱いについては、この規則及び他の法令に定めるものを除くほか、鳥取県公有財産事務取扱規則(昭和39年鳥取県規則第27号、第14条及び第16条の規定(同規則第21条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)を除く。)の定めるところによる。

様式第2号(第6条関係)

| 略 | |
|------|--|
| 注意事項 | 納付期限までに貸付料を納付しなかったときは、延滞金額につき年3.6パーセントの割合で計算した額の違約金が発生します。 |

注) 略

様式第3号(第6条関係)

| 駐車場貸付申込書 | |
|---|--|
| 職 氏 名 様 | |
| 駐車場を使用したいので、鳥取県宿舍管理規則第6条第4項の規定により、次のとおり申請します。 | |
| <u>併せて、自動車の保管場所としての使用について御承諾いただき、保管場所使用承諾証明書に証明して下さるようお願いいたします。</u> | |
| 年 月 日 | |
| 所属名 | |
| 申込者 | |
| 職氏名 | |
| 略 | |

注)

- 1 不要な文字は、抹消すること。
- 2 自動車保有者とは、駐車する自動車を現に主として使用している者をいう。
- 3 保管場所使用承諾証明を希望する場合は、

(雑則)

第22条 宿舍に関する事務取扱いについては、この規則及び他の法令に定めるものを除くほか、鳥取県公有財産事務取扱規則(昭和39年4月鳥取県規則第27号)(第14条から第16条(第21条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)を除く。)の定めるところによる。

様式第2号(第6条関係)

| 略 | |
|------|--|
| 注意事項 | 納付期限までに貸付料を納付しなかったときは、延滞金額につき年3.7パーセントの割合で計算した額の違約金が発生します。 |

注) 略

様式第3号(第6条関係)

| 駐車場貸付申込書 | |
|---|--|
| 職 氏 名 様 | |
| 駐車場を使用したいので、鳥取県宿舍管理規則第6条第4項の規定により、次のとおり申請します。 | |
| 年 月 日 | |
| 所属名 | |
| 申込者 | |
| 職氏名 | |
| 略 | |

注) 自動車保有者とは、駐車する自動車を現に主として使用している者をいう。

保管場所使用承諾証明書の様式、駐車場の所在図及び配置図を添付すること。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の鳥取県宿舍管理規則(以下「新規則」という。)第11条の規定は、この規則の施行の日以後に新規則第6条第3項の規定により宿舍入居決定書の交付を受けた者に係る違約金について適用し、同日前に改正前の鳥取県宿舍管理規則第6条第3項の規定により宿舍入居決定書の交付を受けた者に係る違約金については、なお従前の例による。